

廃棄物焼却炉等排出ガス中のダイオキシン類立入検査結果

1 調査目的

ダイオキシン類対策特別措置法第 34 条第 1 項の規定に基づき立入検査を実施し、廃棄物焼却炉等に係るダイオキシン類の排出基準の遵守状況を確認することを目的とする。

2 調査方法

ダイオキシン類対策特別措置法の規定に基づき、日本工業規格 K0311 により実施した。

3 調査結果

単位:ng-TEQ/m ³ N				
工場・事業場名	検査日	施設名	測定値	基準値
千葉市北清掃工場	平成30年1月26日	廃棄物焼却炉	0.00000027	1
日本特殊炉材	平成30年2月6日	廃棄物焼却炉	0.27	10

4 調査結果の評価

調査した事業場において、ダイオキシン類対策特別措置法の大気排出基準を下回っていた。

特定事業場排出水のダイオキシン類立入検査結果

1 調査目的

ダイオキシン類対策特別措置法第 34 条第 1 項の規定に基づき立入検査を実施し、水質基準適用事業場のダイオキシン類に係る排出基準の遵守状況を確認することを目的とする。

2 調査方法

ダイオキシン類対策特別措置法の規定に基づき、日本工業規格 K 0312 により実施した。

3 調査結果

単位：pg-TEQ/l

事業場名	施設名	調査結果	基準値	検査日
J F E スチール(株) 東日本製鉄所千葉地区	排水処理施設	1.0	10	平成 30 年 1 月 31 日
千葉県花見川終末処理場	下水道終末処理施設	0.53	10	平成 30 年 1 月 31 日

4 調査結果の評価

すべての事業場において、ダイオキシン類対策特別措置法の水質排出基準を下回っていた。